

第286回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年7月1日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 市長部局入札室

議 題

1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）

- ・答申案の検討

2 不服申立て案件について（非公開）

◎方向付けの検討

- ・生活保護台帳等

3 その他（非公開）

次回以降の日程等について

○第287回

日時：令和4年8月5日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 入札室

○第288回

日時：令和4年9月2日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 入札室

○第289回

日時：令和4年10月7日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 入札室

第 286 回個人情報保護審議会
(タイムスケジュール)

令和 4 年 7 月 1 日 (金) 西庁舎 12 階 市長部局入札室

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 13:30 | <個人情報保護審議会 開会> |
| 13:35 | ◎名古屋市個人情報保護制度の改正について ・答申案の検討について |
| 14:05 | ◎不服申立て案件について ・生活保護台帳等 |
| 14:30 | ◎その他 ・次回の不服申立て案件について |
| 14:40 | ◎その他 ・報告事項 |
| 14:50 | <個人情報保護審議会 閉会> |

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正
に伴う名古屋市個人情報保護制度のあり方について

(答 申)

R4.7 暫定版

名古屋市個人情報保護審議会

目 次

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 第1 | 本答申の趣旨 | 1 |
| 第2 | 論点整理 | |
| 1 | 条例要配慮個人情報として規定すべき情報について | 3 |
| 2 | 死者に関する情報の開示について | 3 |
| 3 | 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成等について | 4 |
| 4 | 個人情報の取得の制限について | 5 |
| 5 | 個人情報の利用及び提供の制限について | 7 |
| 6 | 電子計算機を用いた個人情報の処理に関する制限について | 8 |
| 7 | 開示決定等の期限について | 9 |
| 8 | 開示請求者の費用負担について | 10 |
| 9 | 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報について | 10 |
| 10 | 行政機関等匿名加工情報の提供制度について | 11 |
| 参考資料 | | |
| 1 | 諮問書 | 14 |
| 2 | 名古屋市個人情報審議会委員名簿 | 15 |
| 3 | 名古屋市個人情報審議会審議経過 | 16 |

第1 本答申の趣旨

地方公共団体は、国と比較して、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報保有することになる。このことから、個人情報の取扱いに関しては、国の法制化に先立って、多くの地方公共団体が独自に条例を定め、必要な措置を講じてきた。名古屋市においても、平成8年、当時の情報化社会の進展を踏まえ、「市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与すること」を目的とした名古屋市個人情報保護条例（以下「条例」という。）が制定され、今日まで、個人情報の保護の重要性を基礎とした制度が運用されてきたところである。

そうした中、近年の情報化の進展や個人情報の有用性の高まりから、地域や官民の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、地方公共団体が保有する個人情報についても、その利活用が期待されるようになった。一方で、いわゆる「2000個問題」と呼ばれるように、個人情報保護制度に関しては、各地方公共団体の定める条例ごとに規定や運用が異なっており、これがデータ流通の支障になり得るとされ、地方公共団体が保有する個人情報の利活用を円滑化するためのルールや運用の統一に対する要請が高まってきた。

このような状況等を背景に、令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）が公布され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正されることとなった。

これにより、令和5年4月から、地方公共団体の個人情報保護制度は、団体ごとに区々であった個別の条例に基づく規律から、整備法による改正後の法（以下「新法」という。）に基づく全国共通ルールとしての規律へと移行し、国に置かれた個人情報保護委員会（以下「個情委」という。）の監督の下での、統一的な制度運営を行っていくこととなった。そして、地方公共団体には、新法の施行のために必要な規程の整備や体制の構築が求められることとなった。

このことを受け、名古屋市長から当審議会に、条例第51条第2項第3号の規定に基づき、名古屋市の個人情報保護制度のあり方についての諮問があった。新法は、地方公共団体における個人情報の保護を図る一方で個人情報の利活用の推進を図ることを趣旨としており、その規律には、個人情報の保護を旨とする現行条例の規律と異なる点が数多くある。当審議会は、個人情報の保護の重要性に基づき名古屋市における個人情報保護制度を担ってきた現行条例の規律の趣旨を重視し、新法の規律へ移行した後にあっても、これを可能な限り維持すべきとの観点に立ち、検討を行い、特に対応を要すると考えられる点につき、第2のとおり方針を取りまとめた。

なお、第2において述べる個別の論点に関する対応方針のほか、制度の設計、運用等に関する全般的な方針に関し、以下のとおり意見する。

新法においては、明文の規定により、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」こととされている。これを踏まえ、今後行われることとなる条例の制定改廃をはじめ、名古屋市における個人情報保護制度の運用に関するルールの整備に当たっては、必要に応じ、改めて当審議会の意見を聴くこととされたい。

また、新法は、前述のとおり、地方公共団体が保有する個人情報の利活用を円滑化するため、個人情報保護に関するルールや運用の統一を目指す方針に立っており、地方公共団体における個人情報保護に対する審議会等の関与の機会を新法の規定の範囲内に限ることとしている。その結果、令和5年度から、名古屋市の個人情報保護行政に対する当審議会の関与の度合いも、従前に比して、一定程度低下することとなる。

これに伴い、名古屋市における個人情報保護のあり方は、個人情報の取扱いの実務を担う職員個々人の意識と実践に負うところが更に大きくなる。このため、個人情報保護制度の所管部署にあっては、全ての職員に対し、その重責の自覚を促すとともに、名古屋市における個人情報保護の水準を維持するために、適切なルールを構築することはもちろん、職員研修の充実等にも一層の注力をお願いしたい。

名古屋市においては、本答申を尊重して適切な制度設計を行うとともに、その適正かつ円滑な運用を図られるよう要望する。

第2 論点整理

1 条例要配慮個人情報として規定すべき情報について

条例要配慮個人情報として規定すべき情報は、現時点では想定されない。

現行条例においては、思想、信条、宗教、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住していること等の「要注意情報」が定義されている。

一方、新法においては、要注意情報に類似の概念として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実等の「要配慮個人情報」が定義された上で、それ以外に、「地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」個人情報を「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができることとされている。

これにつき検討したところ、新たに条例要配慮個人情報として規定すべき情報は、現時点においては、想定されなかった。

ただし、要注意情報と要配慮個人情報とを比較した場合、その定義において使用されている用語が必ずしも同一でないため、両者の差異が分かりにくいものとなっている。これを踏まえ、市の職員が個人情報を取り扱うに当たり、それが要配慮個人情報であるか否かを正確に認識できるよう、解釈基準を定める等により適切な周知に努められたい。

なお、今後、新法の規律を運用する中で、条例要配慮個人情報に該当することとなる情報が洗い出され、又は新たに生じる可能性はあるため、その把握等についても、遺漏のないよう留意されたい。

2 死者に関する情報の開示について

死者に関する情報であって、条例に基づく開示請求を受けて遺族等に開示しているもののうち、新法に基づく開示請求の対象外となる部分については、引き続き遺族等が開示を受けられるよう、情報提供の仕組みを構築することが適当である。

現行条例の規律においては、個人情報の範囲に死者を含めた上で、死者に関する情報（以下「死者情報」という。）の遺族等への開示に関しては、平成21年5月20日付けの当審議会答申第287号を踏まえ、開示請求において、死者の医療・介護情報を法定相続人の範囲内で請求することができることとし、死亡時

に未成年であった者の情報を法定代理人であった者が請求できることとする等、類型的な取扱いとしている。

一方、新法の規律においては、個人情報の範囲が「生存する個人に関する情報」であることとされた。これにより、死者情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該遺族等の個人情報として開示請求の対象となることとなり、上記現行の取扱いには、許容されない部分が出ることとなると考えられる。ただし、新法において死者情報が個人情報の範囲から除かれた理由は、新法が、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益の保護を目的としており、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのが生存する個人であることにある。したがって、新法に基づく個人情報保護制度の枠外で死者情報の開示の制度を設けることは許容されるものと考えられる。

上記現行の取扱いによる死者情報の開示請求が経常的にあることも踏まえれば、条例に基づく開示請求を受けて遺族に開示している死者情報のうち、新法に基づく開示請求の対象外となる部分につき、遺族に対する情報開示の水準が低下することのないよう、市全体として一定程度開示レベルの均質化を図ることのできる形で、情報提供の仕組みを構築するのが適当である。

3 個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成等について

新法に基づく個人情報ファイル簿の作成の対象とならない保有個人情報に関しても、その取扱状況を適当な形の帳簿に取りまとめ、公表する仕組みを構築することが適当である。

現行条例の規律においては、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の開始等に当たっては、対象となる本人の数によらず、原則として市長への届出を要し、市長はこれを「個人情報取扱事務目録」として公表することとされている。そして、その例外として、当該事務が、職員等の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項を取り扱うものである場合、1年以内に廃棄し、又は消去することとなる保有個人情報を取り扱うものである場合等に限り、届出及び公表が不要とされる。

一方、新法における規律においては、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるよう体系的に構成されたものを「個人情報ファイル」と定義した上で、

これにつき、一定の事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及びその公表が義務付けられることとなった。そして、これが不要となる要件として、上記個人情報取扱事務の届出等の例外となる要件以外に、本人の数が1,000人未満であることをはじめとした複数の要件が設けられている。その結果、現行条例により事務を単位として作成される個人情報取扱事務目録と、新法により個人情報ファイルを単位として作成される個人情報ファイル簿とでは、後者において取り扱われる保有個人情報の範囲が大幅に狭くなることが想定される。ただし、この点につき、新法では、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」旨規定している。

個人情報取扱事務目録、個人情報ファイル簿とも、その作成及び公表には、市民が行政における自己に関する個人情報の取扱状況を的確に認識し、当該個人情報へ積極的に関与することが可能となること、また、行政内部における保有個人情報の適正な管理に資することといった意義が認められる。

こうした制度的意義を可能な限り担保するため、新法の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成の対象とならない保有個人情報の取扱いに関しても、その状況を適当な形の帳簿に取りまとめ、公表する仕組みを構築することが適当である。ただし、これに当たっては、当該帳簿の作成及び公表が効率的に行われるような仕組みとなるよう配慮されたい。

4 個人情報の取得の制限について

- (1) 個人情報の本人以外の者からの取得のうち、現行条例によるならば事前に当審議会への意見聴取を要するものについては、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。
- (2) 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得については、その適正な取扱いが担保されるよう適切な対策を講じるとともに、法令等に基づかない取得については、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

- (1) 現行条例においては、原則として、個人情報は本人から取得しなければならないことが規定され、その適用除外となるのは、本人同意のある場合、法

令又は条例に定めのある場合、個人の生命等の保護のため緊急かつやむを得ない場合等の一定の要件を満たす場合のほかは、実施機関が「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた」場合に限られている。すなわち、条例に明示された場合を除き、個人情報の本人以外の者からの取得（以下「本人外取得」という。）に当たっては、当審議会の関与が必須とされている。

一方、新法においては、個人情報の本人外取得を直接的に制限する規定は置かれておらず、取得に関しては「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」旨定めるのみである。

さらに、新法に基づく個人情報保護制度の所管は、個人情報委員会が一元的に担うこととされていることから、個人情報の本人外取得に当たっては、上記現行条例の規律のような形での当審議会による事前関与は、許容されないこととなると考えられる。

本人外取得を制限することで、個人情報の正確性を確保し、あるいは個人情報の取得について本人に関与させることとした現行条例の規律には一定の意義があり、その趣旨は、可能な限り維持されるべきと考える。

したがって、現行条例によるならば当審議会への意見聴取を要することとなる個人情報の本人外取得については、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上で当該取得を実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会への事後報告を行うこととするのが適当と考える。これにより当審議会が監査的な役割を担うこととなり、市における本人外取得につき、これに対する慎重さが担保されるとともに、取扱いの透明性の維持が図られ、また、不適正な取扱いの是正の機会が確保されることを期待するものである。

- (2) 現行条例においては、要注意情報の取得が原則として禁止されており、その適用除外となるのは、法令又は条例に定めがある場合のほかは、「実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めた」場合に限られている。

一方、新法における要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報等」という。）に関する規律としては、保有個人情報に要配慮個人情報等が含まれる場合には個人情報ファイル簿に記載しなければならないこと、要配慮個人情報等を漏えいした際には個人情報委員会へ報告し、原則として本人へ通知しなければならないことが規定されており、取得を直接的に制限する規定は置かれていない。また、上記(1)と同様、要配慮個人情報等の取得に当

たつては、当審議会の事前関与は許容されないこととなると考えられる。

要注意情報に関しては、その漏えい等による権利利益の侵害の程度が大きいことから、適正かつ慎重な取扱いが求められるものであり、これを担保しようとした条例の趣旨は、可能な限り維持されるべきと考える。そして、これは、要配慮個人情報等の性質を踏まえれば、その取扱いにあつても同様と考える。

以上のことを踏まえ、取得した要配慮個人情報等については、その適正な取扱いが徹底されるよう、実効性のある安全管理措置を定め、これを遵守する等、適切な対策を講じられたい。その上で、上記(1)と同様、要配慮個人情報等の取得であつて、法令又は条例に定めがあるもの以外のものについては、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上で当該取得を実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会へ事後報告を行うこととするのが適当である。

5 個人情報の利用及び提供の制限について

個人情報の利用目的以外の利用及び提供に関しては、新法の規定に基づき「特別の理由」があることをもってする行政機関等以外の者への提供について、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上でこれを実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

現行条例においては、原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報の利用又は提供をしてはならないことが規定されている。その適用除外となるのは、本人同意のある場合又は本人へ提供する場合、法令又は条例に定めがある場合、既に公にされている場合、法令等の定める所掌事務の遂行に必要で利用することに相当の理由がある場合等のほかは、「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた」場合に限定されている。すなわち、条例に明示された場合を除き、個人情報の利用目的以外の利用又は提供に当たっては、当審議会の関与が必須とされている。

一方、新法においては、上記利用及び提供の制限に関し、類似の規定は置かれているものの、その適用除外となる要件としては、本人同意のある場合又は本人へ提供する場合、法令（条例を含む。）に定める所掌事務又は業務の遂行に必要で利用することに相当の理由がある場合、統計の作成又は学術研究の目的である場合等明示的なもののほかは、例外的なものとして、行政機関等以外の

者への提供に関し「提供することについて特別の理由があるとき」とされている。そして、上記4と同様、個人情報の利用目的以外の利用又は提供に当たり、当審議会による事前関与は、許容されないこととなると考えられる。

現行条例の規律の趣旨を可能な限り維持するためには、上記4と同様、現行条例によるならば当審議会への意見聴取を要することとなる場合、すなわち、新法においては、「特別の理由」があることをもってする行政機関等以外の者への個人情報の提供につき、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上でこれを実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

6 電子計算機を用いた個人情報の処理に関する制限について

要配慮個人情報等の電子計算機処理、個人情報の電子計算機処理についての通信回線による結合及び個人情報の電子計算機処理の開始等のうち、現行条例によるならば当審議会への事前の意見聴取を要するものについては、その実施につき個人情報保護制度の所管部署へ報告し、これを当審議会へ事後報告することとするのが適当である。

現行条例においては、原則として、法令等に定めがある場合を除き要注意情報の電子計算機処理をしてはならないこと、個人情報の電子計算機処理に当たっては通信回線による電子計算機の結合を行ってはならないことが定められ、当審議会の意見を聴いた上で例外的にこれらが許容されることとされている。また、個人情報の電子計算機処理の開始に当たっては、一定の場合を除き、事前に当審議会の意見を聴かなければならない旨が定められている。

新法による規律においては、個人情報の電子計算機処理に関する制限は設けられておらず、上記4と同様、これらの個人情報の電子計算機処理に関する案件（以下「電算処理案件」という。）につき、当審議会による事前関与は許容されないこととなると考えられる。

しかしながら、これらの電算処理案件については、市において、個人情報保護制度の所管部署を含めた関係部署による審査の仕組みが確立されており、これにより、当審議会への諮問前に、一定の水準を満たした審査が行われていると認められる。また、諮問された案件の内容も、求められる対応方法が既に類型化されているものが大半を占めており、当審議会が関与すべき案件は限られたものとなっている。こうした状況に鑑みれば、現在のところ、これらの電算

処理案件に対する当審議会の事前関与の必要性は必ずしも高くはなく、市の自律的判断において必要な程度の安全対策が施され得るものと考えられる。

ただし、ICT技術の発展スピードは著しく、今後、職員のみにおいては適否の判断に迷われる案件が生じることは十分にあり得ることから、そうした場合には、内部的な解決にこだわることなく、適切に個人情報保護への問合せを行うべきことに留意の上、これらの案件における個人情報保護の水準を低下させることのないよう、引き続き適切に対応されたい。

その上で、これらの案件の取扱いの透明性の維持を図り、また、不適正な取扱いの是正の機会を確保するため、これら現行条例によるならば当審議会への事前の意見聴取を要する電算処理案件については、その実施につき個人情報保護制度の所管部署への報告を要することとし、これにつき適切な形で当審議会へ事後報告を行うこととするのが適当である。なお、要注意情報の電子計算機処理については、上記4(2)と同様、要配慮個人情報等の電子計算機処理へと範囲を変更した上で、これらの措置を実施されたい。

7 開示決定等の期限について

開示決定等の期限については、現行の運用を維持することとし、決定期限を14日とする方向で検討することが適当である。

現行条例においては、開示請求に対する開示決定等の期限は、「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」とされている。

一方、新法においては、これが「開示請求があった日から30日以内」とされている。ただし、開示請求等の手続に関する事項につき、新法の「規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」旨が定められており、開示決定等の期限を条例で定めることが許容される。

近年、名古屋市において、現行条例に定める期限内に開示決定等を行うことができず期間の延長を行う案件が、開示決定等の総数の1割程度であることに鑑みれば、新法の定める期限とすることは、いたずらに市民に不利益を被らせることになりかねない。したがって、新法移行後においても、現行どおりの期限とする方向を軸としつつ、事務負担面での影響を十分に考慮して検討すべきである。

8 開示請求者の費用負担について

開示請求に係る手数料は無料とし、行政文書の写しの作成及び送付に要する実費のみ徴収することとするのが適当である。

現行条例においては、開示請求者の費用負担に関しては、行政文書の写しの交付を受ける場合に、「当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」こととしており、開示請求に当たっての手数料は課していない。

一方、新法においては、開示請求者は、開示請求に当たり「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」こととされている。

これにつき検討したところ、名古屋市において現行の取扱いを変更すべき合理的理由は認められなかった。したがって、開示請求に係る手数料は無料とし、現行どおり、写しの作成及び送付に要する実費の負担を求めるに留めるべきである。

9 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報について

法令による開示を受けていない保有個人情報についても、訂正請求及び利用停止請求の対象とすることとするのが適当である。

現行条例の規律においては、訂正請求及び消去・利用停止請求の対象を、条例等による開示を受けた保有個人情報に限っており、その趣旨は、訂正等の請求に係る個人情報の保有の有無や、どの保有個人情報についての請求であるかの特定のためであると考えられる。

新法に基づく訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正等請求」という。）においてもこれと同様、訂正等請求の対象を、開示決定を受け、法令の規定により開示された保有個人情報とする旨の規定がある。ただし、開示請求等の手続に関する事項につき、新法の「規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない」旨が定められており、訂正等請求に当たっての手続に関する事項として、条例により、訂正等請求の対象を開示を受けていない保有個人情報に拡大することが許容される。

訂正等請求のうちには、事前に保有個人情報の開示を受けずとも、対象となる保有個人情報が明らかに特定できるものもあることが想定されるところ、そ

のような場合についてまで事前の開示決定を必須とすることは、訂正等請求をする者に不要な負担を強いるのみならず、行政運営上も非効率な面があると考えられる。したがって、訂正等請求に当たっての保有個人情報の特定に関しては、請求時の説明又は請求後の補正依頼の手續に委ね、法令による開示を受けていない保有個人情報についても、訂正等請求の対象とすることとするのが適当である。

10 行政機関等匿名加工情報の提供制度について

- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を市の機関と締結する者が納めるべき手数料については、政令で定める基準と同額とすることが適当である。
- (2) 行政機関等匿名加工情報の提供を受けようとする事業者からの事業の提案内容は、一定程度公表することとする仕組みの構築を検討するのが適当である。

(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納めるべき手数料の額について

行政機関等匿名加工情報（以下「加工情報」という。）を利用しようとする者は、当該利用に係る契約を地方公共団体の機関と締結するに当たり、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。名古屋市において、当該手数料の額を政令で定める標準額と異なるものとすべき理由は認められない。したがって、当該手数料の額は、政令で定める額と同額とすべきである。

(2) 事業者による提案の審査及び公表について

加工情報は、個人情報に匿名化の加工を施したデータであるという性質上、個人が識別されるリスクを内包していることから、その作成及び提供に当たっては、新法の定める識別行為の禁止、安全管理措置の遵守等の十分な個人情報保護対策が講じられている必要がある。

また、市の機関においては、事業者から加工情報を利用して行う事業についての提案を受けたときは、これが新法の定める基準に適合するかどうかを審査することとなる。この審査の基準には、保有個人情報の匿名化に係る加工の方法が基準に適合するものであることなど複数のものがあるところ、そ

の一つとして、当該事業が、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」が規定されており、これは新法の目的としても掲げられている。すなわち、加工情報の提供を受けて行われる事業には、事業者の利益に留まらず、このような公益性が求められるものである。したがって、市においては、提案に係る事業の審査に当たり、保有個人情報の匿名化に係る加工の方法が基準に適合するものであることその他の個人情報保護の側面はもちろん、こうした公益的側面についても入念に審査されることが望まれる。

これに加え、市民が自己の個人情報を元にした加工情報の提供に関して知る機会を設けるため、また、提案事業者における加工情報の取扱いを慎重なものとしさせるとともに、提案に係る事業についてはこの制度自体が公益的なものであることを担保するため、提案事業者名や加工情報の利用内容をはじめ、事業者による加工情報の利用に係る情報を一定程度公表していく仕組みを検討されたい。これにより、事業者からの不当な目的での提案の抑止につながり、上記の公益性の担保の一助となるほか、市民の理解や信頼を得ることにつながり、これがひいては制度の円滑な運用に資することが期待できるものである。ただし、公表する内容が詳細になれば、事業者がノウハウの流出や企業イメージの悪化を恐れる等により提案を委縮することにつながりかねず、そうなれば、本制度に期待される新産業の創出等の公益を損なうこととなる。したがって、公表内容その他の公表方法の検討に当たっては、これが個人情報保護対策の観点から行われるべきものであることを認識されつつ、データ利活用の推進については公益の増進という新法の趣旨を損なうものとならないよう留意されたい。

(参 考 資 料)

- 1 諮問書
- 2 名古屋市個人情報保護審議会委員名簿
- 3 名古屋市個人情報保護審議会審議経過

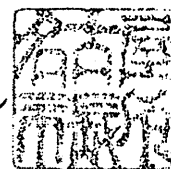
3 市第 191 号

令和 3 年 12 月 24 日

名古屋市個人情報保護審議会

会長 庄村 勇人 様

名古屋市長 河村 たかし



個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正
に伴う名古屋市個人情報保護制度のあり方について（諮問）

令和 3 年 5 月 19 日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下、「整備法」という。）が公布されました。

整備法においては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「個人情報保護法」という。）を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされています。

個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであり、地方公共団体においても、令和 5 年春を予定している同法の施行までの間に、同法の制定趣旨・目的及び関係規程に照らして、保護制度の検討が必要であるとされています。

つきましては、本市の個人情報保護制度のあり方について、名古屋市個人情報保護条例第 51 条第 2 項第 3 号の規定に基づき諮問します。

（スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係）

参考資料 2

名古屋市個人情報保護審議会委員名簿

| | 氏 名 | 役 職 等 |
|------|--------|------------------------------|
| 会 長 | 庄村 勇人 | 名城大学法学部教授 |
| 職務代理 | 川上 明彦 | 弁護士 |
| 委 員 | 荒見 玲子 | 名古屋大学大学院法学研究科教授 |
| 委 員 | 小野木 昌弘 | 中日新聞社論説委員 |
| 委 員 | 小林 直三 | 名古屋市立大学人間文化研究科教授 |
| 委 員 | 齋藤 彰一 | 名古屋工業大学情報基盤センター教授 |
| 委 員 | 間瀬 健二 | 名古屋大学数理データ科学教育研究センター 特任教授 |

(敬称略)

参考資料 3

名古屋市個人情報保護審議会審議経過

| 開催日 | 審議内容 |
|------------|-------------|
| 令和3年12月24日 | 諮問及び論点審議 |
| 令和4年1月28日 | 論点審議 |
| 同年2月25日 | 論点審議 |
| 同年3月25日 | 論点審議 |
| 同年4月22日 | 論点審議 |
| 同年5月19日 | 論点審議、答申案の審議 |
| 同年6月3日 | 答申案の審議 |
| 同年7月1日 | 答申案の審議 |
| 同年8月5日 | |

4 個人情報の取得の制限について

- (1) 個人情報の本人以外の者からの取得のうち、現行条例によるならば事前に当審議会への意見聴取を要するものについては、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。
- (2) 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得については、その適正な取扱いが担保されるよう適切な対策を講じるとともに、法令等に基づかない取得については、個人情報保護制度の所管部署への報告等を行った上で当該取得を実施するとともに、これにつき当審議会への事後報告を行うこととするのが適当である。

- (1) 現行条例においては、原則として、個人情報は本人から取得しなければならないことが規定され、その適用除外となるのは、本人同意のある場合、法令又は条例に定めのある場合、個人の生命等の保護のため緊急かつやむを得ない場合等の一定の要件を満たす場合のほかは、実施機関が「名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた」場合に限定されている。すなわち、条例に明示された場合を除き、個人情報の本人以外の者からの取得（以下「本人外取得」という。）に当たっては、当審議会の関与が必須とされている。

一方、新法においては、個人情報の本人外取得を直接的に制限する規定は置かれておらず、取得に関しては「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」旨定めるのみである。

さらに、新法に基づく個人情報保護制度の所管は、個人情報保護委員会が一元的に担うこととされていることから、個人情報の本人外取得に当たっては、上記現行条例の規律のような形での当審議会による事前関与は、許容されないこととなると考えられる。

さらに、個人情報保護委員会から示されている解釈によれば、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、個人情報保護についての規律と解釈の一元化という新法の趣旨に反することとなることから、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとのことである。これを踏まえれば、名古屋市における個人情報の本人外取得に当たっては、上記現行条例の規律のような形での当審議会による事前関与は、許容されないこととなる。

本人外取得を制限することで、個人情報の正確性を確保し、あるいは個人情報の取得について本人に関与させることとした現行条例の規律には一定の意義があり、その趣旨は、可能な限り維持されるべきと考える。

したがって、現行条例によるならば当審議会への意見聴取を要することとなる個人情報の本人外取得については、事前に個人情報保護制度の所管部署へ報告をし、又は必要に応じて協議等を行った上で当該取得を実施することとするとともに、これにつき適切な形で当審議会への事後報告を行うこととするのが適当と考える。これにより当審議会が監査的な役割を担うこととなり、市における本人外取得につき、これに対する慎重さが担保されるとともに、取扱いの透明性の維持が図られ、また、不適正な取扱いの是正の機会が確保されることを期待するものである。

8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問

法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条。ガイドライン9-4（地方公共団体に置く審議会等への諮問）を参照のこと。）。

以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

なお、令和3年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和3年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。